

## 第6回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時  
平成17年7月14日(木)午後1時30分から午後4時まで
- 第2 開催場所  
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者  
(委員)  
大澤 廣, 金平祖隆, 杉垣公基, 高橋一郎, 田口信太郎, 芳賀 裕, 平谷正弘(委員長), 八巻完二(五十音順, 敬称略)  
(説明者)  
大中民事首席書記官, 佐久山刑事首席書記官, 阿部事務局次長, 山方総務課長(庶務)  
高林総務課課長補佐, 降矢総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(平谷委員長)
  - 2 委員の交代
    - 委員長から, 吉田徹委員の辞任に伴い, 4月1日付けで大澤廣委員が選任された旨説明
    - 八巻完二委員及び大澤廣委員自己紹介
  - 3 委員長代理の指名  
委員長は規則6条3項により, 大澤委員を代理者に指名した。
  - 4 議事
    - 福島地方検察庁より借用した法務省製作の裁判員制度広報ビデオ「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」を視聴
    - 山方総務課長が, 福島地方裁判所における裁判員制度に関する広報活動の状況について, 配布資料に基づき説明
    - 杉垣委員が, 福島地方検察庁における裁判員制度に関する広報活動の状況について, 配布資料に基づき説明
    - 高橋委員が, 弁護士会における裁判員制度に関する広報活動の状況について説明
    - ビデオ視聴の感想及び議題(裁判員制度の広報について)についての意見交換等の要旨(●=委員長, ○=委員)
- 【ビデオ視聴の感想等】
- ビデオでは, 裁判員候補者として裁判所に呼ばれて6人の裁判員が選ばれ, その日のうちに審理に入っているが, そのようになるのか。
  - 裁判員に選ばれたら夕方まで帰れないことになるのか。
  - 審理に2日と判決とで3日間で終わるケースを考えると, 午前中に選任手続, 午後から審理ということが想定されるが, 事件によっては, 裁判員を選ぶのに丸一日かかる場合も考えられる。  
1日目は選任手続だけで審理は翌日からの方が良いという意見もあると思われるし, いろいろ意見を出していただきたい。  
公判前整理手続で審理に何日かかるかを裁判官, 検察官, 弁護人で決める予定になっているが, 裁判員候補者には予めその予定を知らせておいて来てもらうことも考えられる。
  - 検察官や弁護人から, 裁判員に選任しないでほしいと言うことはできるのか。

- 裁判員選任手続には検察官や弁護人も同席して裁判長から裁判員候補者への質問の答えを聞いており、検察官と弁護人の双方が、それぞれ3~4人を理由を示さないで不選任とするよう請求することができる。
- 裁判員選任手続については、まだ具体的な規則ができていないが、裁判所に呼んだ裁判員候補者の話を順番に聞いていって、不選任とされなかった6人が決まった段階で終わるとか、話を聞く順番を無作為でくじで決め、裁判員候補者全員の話聞いた上で選ぶ方法なども考えられている。
- ビデオでは選ばれた裁判員の男女比は3対3であったが、それは決まっていないのか。
- 何もない。年齢などによる比率などもない。
- ビデオでは、最終的には裁判員はやる気になりきっている。
- 裁判員の立場で作製されたビデオであり、まとまっていて良い。これを活用して学校や各種集会などで多くの人に見てもらったほうが良い。
- 仮に裁判員候補者として50人呼んで、6人に絞った場合、選ばれなかった人にも日当等は支給されるのか。
- 交通費や日当等が支給されるが、それがいくらになるかや、裁判員裁判をどこでやるかについては、まだ確定していない。
- 対象事件は、福島では多い年で50件、少ない年で30件程度である。
- 裁判員候補者として呼ばれる確率は高い。
- 裁判員に選ばれても途中で来なかったりしたら、裁判員の補充など、裁判所が苦労すると思う。

#### 【裁判員制度の広報について】

- 若い人はやりたくない、高齢の人はやってみたいと思っている人が多いようだ。仕事を持っている人は避けたいと考えている人が多い。
- 世論調査では7割の人がやりたくないと考えているようだが、その比率を下げていくのが責務である。
- 裁判員を経験した人が、裁判員はやるべきものであるという意見を話すことは差し支えるのか。
- 事件の内容に入らなければ差し支えない。
- 検察審査員も1度やれば終わりだが、経験した人が無償で検察審査制度を支える団体があり、良い体験をしたとか、またやってみたいと話している。裁判員制度も事件が終わった後に裁判員の経験者が支えて、やって良かったと啓蒙活動をすると良いのではないか。
- 内容に触れない体験談は広報になる。
- そういうことができれば良いと思う。
- 少ない従業員の企業主としては、従業員に休まれては困るという意見もあると思うので、従業員が裁判員に選ばれたときの対応について、企業主に意識を持ってもらうことも必要である。
- 経営者の集まりなどに、裁判所からお出でいただいて説明していただくのも効果的である。
- 裁判員に選ばれたときに社長に見せるため、不利益な取扱いをしてはならないことなどを書いたパンフレットを裁判員候補者に渡すようなことも必要かと思う。
- きちんと審理予定のスケジュールを立てないと困ってしまう。
- 裁判員制度全国フォーラムは最高裁で音頭を取り、秋から順次、各地裁で休日開催する予定である。

- 裁判員制度は何回かやれば意識は変わっていくのではないと思うが、少しずつやっていく必要がある。
  - 会津若松支部で開かれた公判では、検察官がパワーポイントを利用して冒頭陳述を行ったと聞いた。
  - 事案の概要を棒読みではなく、パワーポイントを利用してスクリーンに映し出して分かりやすさという観点から実施した。難しい言葉を棒読みするのでは説得力がないので、最高検で音頭を取り、口頭で分かりやすく説明する勉強を行っている。
  - 親しみを持てれば、裁判員をやってみようかという気になっていくと思う。
  - 法廷で分かりやすく説明することを心掛ける必要がある。
  - 先般、裁判官の集まりがあり、分かりやすく説明するための研修が行われた。ある法律用語を分かりやすく説明するという課題が出され、それぞれが実演した後、どの説明が分かりやすかったかを議論した。裁判官も、裁判を分かりやすくするため、研修の中でもやっている状況である。
  - そのことは、大手新聞の東京版に掲載されていた。そういう記事をマスコミが取り上げることにより、日々少しずつ裁判員制度が浸透していくと思う。
  - 検察庁の出前教室などは、県の教育委員会等に働きかけているのか。
  - 学校等に出かけての広報活動を計画しており、教育委員会等にも働きかけて説明したい。
  - 将来は法曹三者のどこかひとつが窓口になり、法曹三者で行くのはどうか。
  - 弁護士としてどう臨むかなど、三者の役割分担の中で話すのも効果的ではないかと思う。
  - 裁判員制度のことは、ほとんどの人が自分には関係ないと思っており、かなり知らない人が多いので、地道にやっていくしかない。戦前の陪審員制度のときも広報活動を行ったが、やってみると協力的で、欠席する人はほとんどいなかった。
  - パワーポイントを利用するなどのビジュアル化が欠かせないと思う。
  - 弁護人の技術についても、考えていかなければならない。
  - 裁判所に親しみを持ってもらうことが必要である。
  - 裁判官も、どんどん市民の中に入ってやっていくことが必要である。
  - 裁判員制度の講演等も、マスコミに取り上げてもらうと効果的である。
  - 広報は柔軟にやって、裁判員制度は国民の義務だということをもっと強くPRすることが必要である。
- 5 次回の予定等について
- 次回の議題は、追って設定することとした。
  - 次回開催期日を平成18年1月19日(木)午後1時30分からとすることで了承された。